

- 1 田代和生『新・倭館―鎖国時代の日本人町』ゆまに書房（二〇一）一八二―一八三、一八八―一九一頁。
- 2 「豆毛浦倭館」（豆毛豆浦）は慶長十二（一六〇七）―延宝六（一六七八）年まで、現在の釜山広域市東区佐川洞付近に設置された倭館。敷地面積は草梁倭館のおよそ十分の一にあたる約一万坪であった。
- 3 金義煥「李朝時代に於ける釜山の倭館の起源と変遷」、『日本文化史研究』第二号、帝塚山短期大学日本文化史学会（一九七七）・孫承喆「倭人作拏贈録」을 통하여 본倭館」、『港都釜山』第十号（一九九三）・荒木和憲「中世対馬宗氏領国と朝鮮」山川出版社（二〇〇七）・田代和生『新・倭館―鎖国時代の日本人町』（前掲）・尹裕淑「近世日朝通交と倭館」岩田書院（二〇一）・早沙丞啓「對馬開港後」『聖賢外傳』（二〇一七）などを参考とした。
- 4 「東萊」は慶尚道の地名。新羅以降、現在の釜山広域市の大部分を管轄する郡・県が設置された地であり、朝鮮時代にも行政機関として府が置かれた。東萊府は、朝鮮において外交・儀礼などを司る官府である礼曹から倭館の管理を委任されており、倭館を介して対馬藩との外交・貿易が行われた。
- 5 訓導・別差とは、朝鮮の倭字訳官のことである。「訓導」は三十か月、「別差」は一年を周期に交代された（『増正交隣志』巻三、任官）。訓導は「判事」とも称され、対馬側は訓導と別差を合わせて「両訳」と呼んだ。訓導と別差は普段倭館に出入りしながら外交・貿易業務を統括し、日常の通交活動を行う上で朝鮮政府の政策と対馬藩の意思を先方に伝達する「取次役」をも果たす重要な役目であった（尹裕淑「近世日朝通交と倭館」岩田書院（二〇一）一、七六頁）。
- 6 宗家記録『分類紀事大綱』三十一、「交奸一件」（国立国会図書館蔵）。
- 7 ジェイムス・ルイス「釜山倭館における日・朝交流―売春事件にみる権力・文化の相剋」、中村賢編『鎖国と国際関係』吉川弘文館（一九九七）によると、「唐人」は中国人のみならず、朝鮮人、あるいはオランダ人を含む外国人の呼称として広く使用されたという。
- 8 宗家記録『館守』毎日記 五、深見弾右衛門（国立国会図書館蔵）。
- 9 田代和生編著『通訳酬酢』ゆまに書房（二〇一七）によると、「同知」は堂上訳官であり、知事に次ぐ訳官二番目の職位である。
- 10 田代和生編著『通訳酬酢』（前掲）によると、堂上官である知事・同知・僉知とは異なり、国王への拜謁が許されない堂下官であった。なお、堂下官には他にも主簿・判官・奉事・直長などが挙げられている。
- 11 江戸幕府法上の刑罰ないし自発的謹慎。刑罰としては武士・僧侶に適用される。受刑者は屋敷に籠居して門を閉じるが、くぐり門は引き寄せて置くだけでよく、夜間他の者が目立たないように通路してもよかった（国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第二巻、吉川弘文館（一九八〇））。
- 12 宗家文書『館守』毎日記 六、深見弾右衛門（国立国会図書館蔵）。
- 13 元禄三年の時点で「愛今」は二十三歳（倭人作拏贈録「庚午四月十六日条」）、「賤月」は二十九歳、「粉伊」は十七歳であったと記録されている（同「庚午七月二十日条」）。
- 14 宗家記録『館守』毎日記 七、島雄八左衛門（国立国会図書館蔵）。
- 15 アンデシ・カールソン「千金の子は市に死せず―十七・十八世紀朝鮮時代における死刑と梟首」、

『東アジアの死刑』京都大学学術出版会（二〇一〇）によると、朝鮮王朝において大規模な反乱や軍紀違反などを行った際に適用される「梟首」「梟示」と呼ばれる刑罰である。また、北方辺境の中国人、釜山倭館の日本人など、外国人との不法な接触・密貿易などに対しても、見せしめのため適用された。今回の事件では「外国人との不法な接触」に抵触したため梟首に処せられたと考えられる。

16 宗家文書『館守』毎日記 十二、仁位助之進（国立国会図書館蔵）。

追田 ひなの（さこだ ひなの）西南学院大学博物館学芸調査員

筑城弥次兵衛殿

一、朝鮮ニ而館ニ女隠置候大工小島利右衛門儀、只今ハ朝鮮表江御代
 官方下代仕居候由、御船掛方ヨリ申聞候付、先便次第被差渡候様ニ
 と館守方江書状差渡、則書状佐須奈迄村継ニ而遣之、先便次第被差
 越候様ニと御横目中江申越ス状箱御那方へ持せ遣ス

元禄六年七月十二日之日帳

最初は家老杉村から町奉行袖岡への指示である。交奸に関与し、口上書
 を提出した井手・市山・日高の三人そして大工小島について、「朝鮮」を
 はじめ他所への「旅」禁止を命じる内容である。次は、同日の家老杉村か
 ら御船掛筑城への指示、彼らが朝鮮へ「万一罷渡儀」あれば差し止めるよ
 うにある。最後は、倭館にいた大工小島を帰国させよ、との指示であ
 る。交奸に関わった者の「旅」禁止を命じられた御船掛の筑城は、大工小
 島が代官下代として倭館にいることを報告した。そこで、なるべく早い船
 で小島を帰国させるよう、倭館の館守へ書状が送付されている。

さらに、当時の館守『毎日記』を見ると、倭館にいたのは小島だけでな
 かったことが分かる。『毎日記』¹⁶ 元禄六年七月十七日の記事に、

々井手惣左衛門儀、就御用御年寄中ヨリ被召寄二付、島江久市丸乗浮キ
 居候二付此船ヨリ帰国申付ル、切手壺通浜老頭方江相渡ス

とあり、家老（年寄中）からの指示によって、館守仁位助之進が井手惣
 左衛門の帰国を命じ、そのための「切手」を発行している。そして『毎日
 記』によると、早々の帰国が命じられた小島は、八月になってから帰国し
 たことも分かる。八月初旬、館守の仁位が病死したことの影響もあろう

が、対馬本藩および倭館の対応は、緩いと言わざるを得ない。

おわりに

元禄三（一六九〇）年に起こった交奸事件は、朝鮮と対馬の交奸に対す
 る認識の差異を如実に浮かび上がらせることとなった。

倭館を統制する朝鮮側は、獄死した男性ら以外の関係者全員を死罪にし
 ており、日本人に対しても「一罪」（同一処罰）である死罪を求めている。
 しかし、交奸を事件として扱うことに熱心でなかった対馬側は、朝鮮側か
 らの度重なる追及を逃れるため、館守・深見弾右衛門が「虚病」をつかっ
 ていたことが明らかとなった。さらに、偶然起こった朝鮮人による盗難事
 件が図らずも事件の幕引きとなっており、交奸のみならず、倭館で起こっ
 たさまざまな事件を詳細かつ正確に復元する上で『毎日記』の重要性が指
 摘される。

また、日本人の事件関係者は、倭館内での謹慎処分を経て対馬へ帰国し
 ており、藩からは「旅」の禁止という処分が下されている。関係者を対馬
 藩内に留め置くことで、朝鮮側を刺激せず、事件を風化させようという思
 惑が見て取れるが、実際には、口上書を提出した人物の「旅」の禁止すら
 も遵守されていなかった。藩内での処分はあくまで形式的に下されたもの
 であり、対馬側に事件の根本的な解決を図ろうとする動きは見られない。
 こうして、事件は鎮火したかに見えたが、朝鮮側にとっては日本人の処
 罰を勝ち取ることができなかった苦い記憶として刻まれることとなった。
 この時の対馬藩の緩慢な対処は、燦る火種を完全に消すことはできず、後
 に大きな禍を招くことになる。その具体的検討は次の課題である。

殊更当春之御用出入之義近キ比漸首尾能埒候処、ケ様之義又候哉到来有之候段、都へ相聞候ハ、館に朝鮮人出入等も指留、其上吟味強ク申来候而は諸年義ニ可有御座候、左様ニ罷成候而ハ互ニ不宜首尾御座候間、何とそ御を以此度之盗人之義ハ、内々ニ而私へ御渡被下候様ニと再三申聞候得共、先今晚ハ盗人も此方へ召置可申候間、明日委細返答可申入由申聞七候ニ付、朴僉知罷帰ル

驚いた朴僉知はすぐさま入館し、「あまりの無調法に言葉ができません」と前置きした上で、「この事件を東萊府が承知され、都へ報告されると、非常に困りますので、どうか内々に『隠密』で済ませ、犯人を引き渡してください」と言ってきた。これに対し、館守は前例を引き合いに出しつつ、今回は犯人を引き渡すので、東萊府へ報告し「朝鮮国法」で裁くよう求めた。すると朴僉知は、「それでは私たちの難儀になります。今年春の『御用出入之義』もようやく埒明きとなったのに、またこのような事件が都へ聞こえたならば、倭館への『朝鮮人出入』も差し止めになり、何事も『吟味強ク』になるかも知れません、内々に私へ引き渡してください」と何度も願った。館守は明日の返答を約束して朴を返す。

翌七日、館守は訓導朴僉知の要望を受け入れて、夜に守門にある制札の横に盗人を引き出させ、「口書」とともに「内々ニ」朴へ引き渡した。

此度之義は朴僉知願之通差免、裁判平田所左衛門へ申談、内々ニ而夜ニ入、守門之内制札之脇ニ盗人為引出、御横目藤松所右衛門・大塔七左衛門相添、盗人朴僉知ニ引渡并盗人口書共ニ相渡入

朴僉知が引き合いに出した今年春の「御用出入之義」とは、二月以来の交奸事件を指していると考えられる。朝鮮側は交奸関係者を処刑したのに

対し、対馬側は関係者を処分しないまま、ようやく事件が落ち着いてきた。そのような時、朝鮮人による盗難事件が発覚すれば、両判事の処分だけでは済まなくなる可能性が大きいと館守島雄は判断し、裁判平田らと相談して、「隠密」の処理を決定した。

第四節 対馬藩による事件関係者の処分

最後に、対馬藩による関係者への処分を見てみよう。処分は、三年後の元禄六（一六九三）年、家老から町奉行と「御船掛」への指示に見える。『分類紀事大綱』に次の三件が続けて記されている。

一、町奉行袖岡正左衛門方江采女方ヨリ手紙を以申遣候紙面記之、并御船掛筑城弥次兵衛方江も申遣ス

一、手紙以令啓達候、先年於朝鮮表館ニ女隠シ置候者共、旅江罷出間敷由申渡置候、弥朝鮮之儀は勿論、何方江も旅江被出間敷候、不罷出候而不叶様子も候は、此方江案内江可被申候、只又大工小島利右衛門と申者も其節朝鮮江罷在、女隠置候類人ニ候間、此者も同前ニ旅へ罷出儀可被差留候、為念名書付遣候

一、井手惣左衛門・市山伊兵衛・日高判右衛門・大工小島利右衛門
以上

七月十一日 杉村采女
袖岡正左衛門殿

一、井手惣左衛門・市山伊兵衛・日高判右衛門・大工小島利右衛門
右之者共様子有之候而、朝鮮へ罷渡候儀被差留置候間、万一罷渡儀も有之候ハ、急度可被差留候、随分可被入念候

以上

七月十一日 杉村采女

の交奸事件では現実化する)。

ここで紹介した館守『毎日記』の最初の記事にあったように、交奸は「古来ヨリ両国申合禁制」であることは、朝鮮側も対馬側も認識している。朝鮮側は関係者を処刑し、対馬側は名指しされた人々を帰国させているだけである。このような対馬の対応は、何度も繰り返すことはできないと思われるが、外交・貿易の「最前線」である倭館では、両国の担当者にとつて隠しておきたいさまざまな事件が起こる。十二月に起こった事件は、朝鮮側に「恩を売る」ことになり、交奸事件の終結はより決定的となった。

【十二月の事件】

十二月五日夜、朝鮮人「朴マリトグ」が倭館へ盗みに入った。

一、同(十二月)五日、晴天、西風

(中略)

々夜半過大工房内ニ朝鮮人盗ニ入、大工六人有之候内弥左衛門と申者之掛硯を取、其脇に帯と巾着有之候を明かき印判を取、右之掛硯を提出候処を大工共人足、大福丸之水夫八兵衛と申者起合、彼盗人を捕勤ニ付大工共并近所之房内ヨリ太田八郎兵衛其外差寄繩を掛、則此方へ太田八郎兵衛為案内被罷出、御横目田城沢右衛門・太田八郎兵衛・御目附吉野忠兵衛并為通事加瀬五右衛門、此方へ召寄申渡候ハ、大工房内ニ被参毎度入館仕候者ニ有之候哉、其上日本人心安ク申談候者も有之、手引ニ仕候盗人ニ無之哉之由、盗人之口被問、口書被相認候様ニ申達、則右之衆大工房内ニ被参、口被聞候処ニ盗人申候ハ、私儀元来釜山浦之者ニ而十八、九歳以前ヨリ、リヤグサンノヨサイと申所ニ参居候、新館ニ罷成候而当八月ニ松茸売ニ兩度参候ヨリ外入館不仕候、然処ニ手前不罷成及飢命候故館ニ盗人ニ入可申と存、今晚四ツ半過守門之下浜辺ヨリ船滄に廻り、直様裁判家ニ参見候得共台所火見へ

(一六)

大勢之声聞へ申候ニ付罷帰、大工房内へ参り見候得は人音無之候ニ付、戸を明房内ニ入候処ニ手掛リニ掛硯在之、其脇ニ帯有之候を取巾着をさかし候得は錫印判入居申候を取致懷中、右之掛硯を提罷出候処を人足八兵衛ニ被捕候、別而同心も無之、尤日本人手引とても無御座候、此外申上も無御座候由申ニ付、則口書此通に相認此方へ請取、盗人大工房内ニ擲置組下僕并大工共ニ番申付ル、盗人名朴マリトグ

「マリトグ」は倭館内の大工たちの住居に忍び込み、「掛硯」などを盗み出したところを捕まった。掛硯は船に持ち込む手文庫であり、金品を入れることもあった。館守は、横目たちを呼び出し、捕縛された盗人の「口書」を取るように命じた。その結果、「マリトグ」は釜山浦の出身であり、今年八月に「松茸売」で二度ほど入館したことがあること、生活困窮から倭館での盗みを思い立ち、「今晚四ツ半過」(午後十一時過ぎ頃)に守門下の浜辺から侵入し、裁判家へ行ったが、人の気配があったため大工房へ盗みに入ったこと、手引きの日本人はいないことを白状した。

翌六日、館守は盗人の件を訓導の朴僉知へ知らせる。

々夜前之盗人之義、訓導朴僉知方へ以吏申遣候処ニ、早速朴僉知入館仕、夜前朝鮮人館に盗人ニ入候由被仰聞承之驚入候、無調法之段絶言語候、併此段東萊へ被承、都江註進有之候而は朴僉知殊外及迷惑候、幾度も御断申覚語ニ御座候間、何とそ内々ニ而隱密被成而、私へ御渡被下候へかしと達而断申候ニ付、此方ヨリ返答ニ申候は、先年ケ様之義有之、安同知訓導之時分引渡候処ニ請取無十方義有之、于今至而も不届之仕形ニ存候、此度之義ハ貴殿へ相渡シ可申候間、急度東萊へ申達朝鮮国法ニ被行候様ニ被仕候様ニと申候へは、又々朴僉知申聞候は、左様ニ被仰募御渡被成候候而ハ、右申候通我々至而難儀成仕候、

今年の春に倭館へ入った「粉伊」「賤月」、以前に館外で捕縛された「愛今」¹³は、重罪を犯したので処刑するように「都」から觀察使へ通達があり、明日の執行に決まったということであった。両判事がくどくど言っているのは、館守へ処刑執行を報せることは「都」からの指示でなく、「我々承候故御為知申入」とある。両判事の説明は歯切れが悪い。

朝鮮側による交奸関係者の処刑を聞かされた館守は、翌日、朝鮮側通訳官の宿所がある「坂下」へ目付・横目を派遣したが、「今日は御成敗は無之由ニ御座候故罷帰候由」の報告がきた。どのような理由か不明ながら、女性たちの処刑は実行されていない。

この後、館守深見の『毎日記』に交奸の記事はなく、九月十五日に「新館守島雄八左衛門殿廻着候」とある。二十四代館守の島雄が倭館へ到着すると、深見の『毎日記』は諸帳簿類を引き渡した十六日で終わっている。新たに書き始められた新館守島雄の『毎日記』¹⁴は、九月十五日の倭館到着から記される。翌十六日の記事は、

・今日、深見彈右衛門方ヨリ役目可相渡由ニ而御印判并代々日帳、則彈右衛門被致持参請取之ル

とあり、「御印判」や「代々日帳」が直接に引き継がれていることが分かる。交奸事件についても引き継がれたと思われるが、一切、島雄の『毎日記』には出てこない。このことは、事件の解決を意味するものでない。『分類紀事大綱』によると、朝鮮人女性たちの処刑が九月末に執行されている。

一、朝鮮表裁判平田所左衛門方ヨリ申越候は、当春入館仕居候女三人并手引仕候男式人、以上五人、九月廿九日坂下と和館之間ニ而斬罪仕

候、此方へは何之付届ケも無之候、弥此分ニ而埒明、別条有之間敷と奉存候由申越候、此状写置、江戸表へ差上候筈也

右、元禄三年十月八日之日帳

倭館の裁判平田から国許へ知らせがあった。九月二十九日、交奸の女性三人と手引きした男性二人が、「坂下」と「和館」の間で「斬罪¹⁵」になったこと、この件について朝鮮側から「何之付届ケ」もないので「埒明」になるだろう、という内容だった。対馬ではこのことを江戸藩邸にも知らせている。対馬側は事件は解決したと捉えていたが、この後、朝鮮側から新たな動きがあった。『分類紀事大綱』に、

一、十月四日ニ都ヨリ東萊江申来候ハ、当春一件之女三人・手引之男式人、朝鮮掟之通申付候、此相手之日本人一罪ニ被仰付候様、以書翰御国江申上筈ニ申来候由申ニ付、貴殿返答之趣、其後何之沙汰も不仕候由、得其意候

右、元禄三年十一月十二日、平田所左衛門へ遣

とある。これは、裁判平田の報告に対し、国許から「得其意候」と返事したものである。平田が報告してきたことは、十月四日、「都」から東萊府へ来た指示によると、女性三人・手引きの男二人を「朝鮮掟」にしたがって処刑したのだから、相手の日本人も「一罪」にするよう「書翰」で対馬に要求する「筈」だったが、その後は「何之沙汰」もないということだった。朝鮮側では、相手の日本人へも処罰を加えるよう、対馬側に要求しようとしているが、正式な要求提示には至っていない。このことについて、実際に「都」から指示が来たのか、東萊府や両判事たちによる独自の判断だったのか、裏付ける史料を見いだせないで、詳細は不明である（宝永

が記される。

・朴同知入来、意趣は内々申達候女忒人、外二而今朝召捕申候故遂案内候由

・拙子返答二は、先頃ヨリ度々如申入候館内江曾而不罷居候、外之御僉議能被成候様ニ兼々申入候、然は漸今朝被召捕候由一段之儀ニ候、外之僉議強故二而候由申入ル、則朴同知罷帰ル

訓導の朴同知から女性の捕縛を聞いた館守は、「私は以前から何度も、館内に女性はいないので、館外を探してくださいと申し入れていました。ようやく今朝捕縛できたとのこと、館外の搜索を朝鮮側が強化したからでしょう」と述べた。館守としては、女性を館外で捕らえさせたことよつて、館内に女性がいることを主張する朝鮮側の疑いを払拭することに成功し、朝鮮政府から「不首尾」として交代させられる両判事の訓導・別差および東萊府使に対し、最低限の「成果」を与えることができた。そして十七日には、館守は女性たちを逃がした船頭と楫取、水夫ら呼び出し、「首尾好相調、罷帰候段」を褒めたうえて褒美を与えている。事件発覚から四カ月以上もの間、女性たちを倭館内に隠し、時機を見計らつて逃がすという一連の対応は、倭館の責任者である館守の主導で行われたと考えられる。

七月二十日、館守深見はこれら一連の対応を国許へ報告している。『分類紀事大綱』によると、

一、朝鮮表館守深見団右衛門・裁判平田所左衛門方ヨリ七月廿日之書状到来、意趣ハ、当春遂案内候館内江入置候女之儀、頃日又々吟味強候故、今一度館中稠敷詮議仕候紛ニ、小船二而右之女を忍出候、右之女

川口辺ニ而召捕之東萊へ連参候得共、外二而見出候分ニ東萊方ヨリ都江注進仕候而、別条無之由申来

右、元禄三年七月廿一日之日帳

とあり、館守と裁判は、女性捕縛を東萊府から「都」へ報告したとしても、館外での捕縛であり、「別条無之」と本藩へ報告している。八月十九日には、事件の関係者として、また女性を倭館から連れ出す付き添い役としても名前の挙がっていた大工の利右衛門が対馬への帰国を申付けられている。

【九月以降の経過】

任期も残りわずかとなった館守深見に、新たな両判事からの報告がもたらされた。

九月朔日、晴天、西風

(中略)

・両判事罷出被申聞候は、当春館内江忍入候女兩人、其前外ニ而召捕東萊之籠ニ入置候女忒人、合三人重科故成敗仕候様ニと、此比都ヨリ觀察方江申参居候故、日ヲ致吟味明日成敗仕管ニ御座候、此段貴様江申届候様ニとは都ヨリ觀察方江も不申参候ニ付、尤觀察ヨリ飯東萊方江館司江被申届成敗仕候様ニとも聊不申渡候、前東萊代ヨリ貴様被仰聞之趣不残都江註進仕、朝廷并諸役人も承届居候所ニ又々此度相果候、東萊代ニも貴様ヨリ被仰聞候通註進仕候故、慥ニ承届候而右三人之女大科ニ相極リ候故、手前ニ而先成敗被申付候と存候、ケ様申上候儀貴様江付届ニ而は聊無之候、我々承候故御為知申入と之儀申聞候

「都」へ願ひ出て交代の指示が来ること、別差の朴僉正の代わりに金判事が「都」から派遣され、すでに東萊府に到着していることが、館守に伝えられている。

七月二日、晴天、北東風

- ・新別差金判事今日坂下江参着仕候由為案内使来
- ・朴同知ヨリ使二而、御用之儀候間可致参上候由申来ル
- ・多田半兵衛殿ヨリ使二而、先刻都船主方朴同知罷出候故、登宴席之儀当五日六日ニと申掛候処朴同知申候は、私儀科ニ逢、頓而都江登筈ニ而御座候故御請申儀不罷成候由達而断申候、此段如何可有之候哉、先相伺候由申来ル

さらに二日の記事では、訓導である「朴同知」が「科ニ逢、頓而都江登筈ニ而御座候」と「多田半兵衛」へ伝えており、東萊府使と両判事の三人が同時に交代させられるという異様な事態であることが判明した。この交代は定期的なものではなかった。

七月三日、晴天、東風

(中略)

- ・朴同知ヨリ使二而、不叶用事御座候間、御指合無御座候は可致参上之由申来
- ・返答ニ、拙子儀少々病氣差出候故対面不罷成候由申遣ス、此段は様子有之ニ付態如此申遣也

訓導は三日に「どうしても伝えなければならぬ用事があるため、差し障りがなければ館守のもとへ参上したい」と使いを入館させている。しかし

前日の多田からの報告もあり、不穏な空気を感じ取った館守は、わざと「少々病氣差出候故対面不罷成候」と返答、訓導との対面を拒否している。

七月七日、晴天、南風

(中略)

- ・両判事罷出、当春ヨリ之女一件之儀被申聞ル
- ・朴同知・朴僉正、当月朔日ヨリ毎日入館仕申聞候は、当春申達候女之儀ニ付、東萊并我々兩人共ニ不首尾ニ罷成役目交代仕、剩筆下り申候旨慥ニ申聞ル
- ・館内江隠置候女式人之儀、外江出シ可申時節ニ罷成候故、平田所左衛門殿相談仕今晚外江出ス
- ・夜八ツ時分、梯船ニ而右之女式人外江出ス、古館之道長浜之辺江密揚ケ、船之者其外相附罷出候者共罷帰ル
- ・船頭白水久左衛門・楫取御船手茂左衛門并水夫式人下代吉郎右衛門・大工利右衛門・鴨請内札福右衛門、右之女式人江相附船ニ而外江出ス

七日に両判事と対面した館守は、東萊府使と両判事の交代は、交奸事件の「不首尾」を咎められた結果であると知った。このことを聞いた館守は、朝鮮人女性を館外へ出す時期が来たと判断し、裁判平田と相談して「今晚」の決行に決めた。

決行の時刻は「夜八ツ時分」とあるから、現在の午前一時～二時の真夜中、倭館にいた女性二人を小舟に乗せ、付き添いの船頭・楫取らを付け、かつて豆毛浦倭館があった場所（「古館之道長浜」）の近くに上陸させている。付き添いの者の中には、口上書に登場する「大工利右衛門」もいた。市山・日高の口上書では、彼が最終的に女性二人を匿ったことになっている。翌八日の『毎日記』には、早くも女性たちが朝鮮側に捕縛されたこと

る。倭館に滞在する者で不参加者は、病氣の一代官吉田のみであったと最後にあり、当然ながら、「遠慮」を解かれた井手・市山・日高も参加できたと考えられる。

六月になると、交奸に関与した井手らに口上書を提出させるとともに、対馬への帰国が命じられたという記事が『毎日記』¹²上に登場する。

六月二日、晴天、南風

・賀島権八殿被罷出、我々儀今日は島廻仕候故案内申上候、然は梅野久右衛門内伊兵衛・内野才右衛門家来半右衛門口上書之儀二月廿六日と可仕候哉、御差図被遊可被下候、我々儀島廻ニ罷出候ニ付不掛御目差急罷帰候間、此御返事梅野久右衛門方江被仰遣可被下候由被申置

六月四日、晴天、南風

・梯源七乗船ニ付入来
・井手惣左衛門乗船之為案内罷出
・御年寄中江之御状箱壱ツ梯源七ニ相渡

横目の賀島が言ってきたことは、市山伊兵衛・日高半右衛門の口上書の日付を、事件が発覚した二月二十六日にするかどうか、ということであった。結局、彼らの口上書日付は、前掲しているように、五月二十八日付で横目賀島らを宛所として提出された。また井手の口上書は六月三日付で提出されており、翌四日には、彼が所属する二代官梯源七とともに対馬へ帰る船に乗船している。代官の梯には家老への手紙も託されていたことが『毎日記』にある。

こうした館守の処置に対する国許の家老の反応は、『分類紀事大綱』にあり、「首尾弥宜」と評価されている。

一、女之一件弥館内ニ無之段、被申募候故東萊ヨリ都へも館内ニ隠置不申候段委細ニ致注進、弥此上別条無之候間、重而之儀は双方行規宜相守候様可申談由、両判事を以被申聞之由一段之儀候、依之井手惣左衛門・市山伊兵衛・日高半右衛門儀遠慮被差免、右三人之者共、女忍入候様子口書為仕、大工利右衛門ニも口書被申付被差越相違候、今度之儀各不存分ニ相濟候間、右之者共儀無別条召置候而、其元之首尾弥宜候段得其意候、不及申候得共、女被遣候時節見計尤ニ候

右元禄三年六月十一日、深見弾右衛門・平田所左衛門へ遣

家老たちは、井手らが朝鮮人女性を館内に入れたことを承知しており、館守と裁判へ「女被遣候時節見計尤ニ候」と指示している。つまり家老たちは、女性が入館したことを承知の上で外へ逃がす時期を見計らうよう指示しており、館守と同じく、館内に女性はいないことを言い張れば、朝鮮の「東萊」も「都」も致し方なく「此上別条無之」と判断しているのである。

【七月・八月の経過】

七月朔日、晴天、東風

(中略)

・両判事ヨリ使二而、不叶用事御座候間只今参上可仕之由申来
・朴同知・朴僉正被罷出、用事之趣承届
・東萊儀病氣ニ有之故内々之代之儀願申処、弥交代可被仰付之旨明日都ヨリ到来御座候、将又別差朴僉正為代金判事昨日東萊迄罷下候由
案内被申聞

七月一日の『毎日記』を見ると、東萊府使が「病氣」を理由に交代を

『分類紀事大綱』にある。

一、先月十七日東萊ヨリ両判事を以申来候ハ、巡察使近日東萊迄罷越候、館内ニ隱置候女之儀、弥罷居不申候と達而被仰聞候上ハ可仕様も無之候、自然外ニも罷有候は穿鑿可仕由ニ而、即晚ヨリ外廻ニ附置候番人引取候而、僉官之接待、開市并小唐人入館朝市等迄、如常有之由先一段之首尾ニ御座候、各相談を以東萊江段々被申達候由、如何様重而彼方ヨリ返答可有之候間、追而委細可被申聞候
右、元禄三年四月十日、深見団右衛門・平田所左衛門へ遣

これによると、事件が発覚した二月二十六日から倭館周囲の警備をしていた百五十人ほどの朝鮮人は、三月十七日の時点ですでに引き上げられているようだ。さらに対馬からの使節への接待や「開市」（貿易業務）、「小唐人入館」、「朝市」などは通常通り行われており、館内に朝鮮人女性はいないとする館守らの対応は、「一段之首尾」であると評価されている。

四月二十九日、対馬から派遣された「一特送使」の接待が館外にある宴享大廳で開かれた。これに東萊府の長官である東萊府使は出席する慣例であるが、「東萊儀病氣ニ而不被罷出」と『毎日記』にある。館守と同じく「虚病」であったかどうか不明ながら、何度要請しても埒が明かない対馬側の対応への苛立ちは抱えていたであろう。

【五月・六月の経過】

国許の家老から対応を支持され、東萊府から新たな催促もなく、「女一件之事、外も静二」なると判断した館守は、五月十六日、関係者の「召出」を指示する。

・吉田又藏殿病氣故以手紙申遣候は、内々之女一件之事、外も静二成候故別条無之候間、井手惣左衛門儀今日ヨリ遠慮差免候間被召出候様ニと申遣ス

・梅野久右衛門殿・賀嶋権八殿召寄申面上ニ而申渡候ハ市山伊兵衛・日高半右衛門義遠慮差免候間、今日ヨリ被召出候様ニと委細之儀段之申入ル、得其意被罷帰

（中略）

・惣左衛門・伊兵衛・半右衛門、遠慮差許候為礼罷出

館守は手紙で、病氣の一代官吉田へ、井手惣左衛門の「遠慮」を解くことを伝え、横目頭梅野・賀嶋を呼び出して市山伊兵衛・日高半右衛門の「遠慮」を解くことを伝えた。井手らは御礼のため、その日のうちに館守のもとへ参上している。

この背景には、「館守屋新宅祝」がある。五月九日に十八日の新築祝いが通知されており、これには朝鮮側通訳の両判事をはじめ「在館之衆不残」招待された。

五月十八日、晴天、北風

・今日新宅之為祝、訳官招請仕ニ付為勝手見舞在館之衆不残入来
・訓導朴同知・別差朴僉正并李判事・金判事・金奉事・朴都令、右六人
昼之八ツ時ニ罷出夜九ツ時ニ被罷帰ル

（中略）

・老代官吉田又藏殿、此程病氣ニ付不被罷出、此外不残被罷出

この宴は酒肴だけでなく、三味線・鼓もあり、謡や踊りなど余興のある日本式新宅祝であった。館守も積極的に両判事たちの相伴を努めてい

とあるのみで、国許からの指示内容などは記されていない。

この後、何度か両判事から面会を求める使者が来るが、館守は病気を理由に断っている。三月下旬になると、朝鮮の中央政府から「觀察使」が東萊府へ派遣されてきた。觀察使は、朝鮮八道の府使・牧使・郡守・県令などを統括・監視する高官である。二十三日に「明日觀察使、東萊迄罷下」の情報が入り、二十七日には觀察使からの「問案」や「音物」が倭館に届けられる。これを持参した別差の朴僉正らを館守屋の座敷で「馳走」しつつも、館守深見はその場に出ることなく、家来に取り次がせている。

- ・ 右兩人を座敷江通シ色々馳走仕
- ・ 拙子儀先頃ヨリ女一儀ニ付虚病故、態不能対面取次を以申通ル、執次家来泰勝右衛門

【四月の経過】

觀察使がどのような指示を東萊府に与えたのか、『毎日記』から窺い知ることができないが、四月一日になると、東萊府から女性の「僉議」要請が出され、館守は強引な対応を示す。

四月朔日、晴天、南間西風

- ・ 今日之為御祝辞在館之面々被罷出
- ・ 平田所左衛門殿今日為御慶被罷出被申聞候ハ、後刻両半事致参上筈ニ御座候間、内々之儀可申上候条左様ニ心得可被成候由被申置ル
- ・ 両半事罷出申聞候は、此程度々申上候女儀、御手前様被仰聞候趣東萊江委申聞候処、東萊被申候は被仰下候通御尤ニ候、乍去両国誠信之交ニ双方対決杯と御座候而は不宜儀ニ候、館内ニ右之女隠居候段無其紛
- ・ 慥ニ申出候者共御座候上ハ、何とそ被遂御僉議被遊被下候様ニと申候

- ・ 拙子返答仕候は、東萊ヨリ被仰越趣承届候、如何ニも誠信互之事ニ候得は召捕相度度存、各存知之通館中不残随分遂穿鑿候得共罷居不申候上は可仕様無之候、幾度遂詮議候而も相替事無之候ニ付先頃ヨリ数度如申進候、此上は其方ヨリ被仰掛候者共召連、太廳江罷出、互ニ為遂対決有無之糺実否可申ヨリ外は、早晚追究様無之候間、其旨東萊江宜敷被申入候へと申聞ル

裁判平田から館守へ、後で両判事がやって来て内々の話があると知らせてきた。「内々之儀」であるから、「虚病」の館守も会って話を聞いていた。両判事の用件は、東萊府の意向を伝えることであり、館守に事件の解決を求めてきた。「朝鮮と日本は『誠心之交』なので、関係者を『対決』させるのは良くない。館内に女性が隠れていることを証言する者がいるので、どうか館内を搜索してください」という。「何とそ」と要望する朝鮮側に対し、館守の返答は「『誠心』は互いのことであり、女性を捕らえ引き渡したいが、ご存知の通り、館内を残らず搜索したが、女性はいないの仕方ない。この上は関係者を太廳へ連れてきて、互いに対決させる他はない。その旨を東萊へ伝えてください」というものであった。

穏便に事件を解決しようとする東萊府側、関係者の直接対決による解決を主張する館守側、対応の差は明確である。対馬から派遣された使節を朝鮮側が接待する「宴享太廳」における関係者の対決を主張する館守には、朝鮮側が把握しているのは「粉伊」の父親だけであり、館内にいる「粉伊」ら二人の女性を朝鮮側が捕縛することはできない自信があったのだろうか。「粉伊」の父親と、朝鮮側から名指しされた井手らとの対決を主張する館守の態度に押されたのか、その後の東萊府からの催促はしばらく途絶える。

この間、対馬から館守深見と裁判平田へ与えられた四月十日付の指示が

- ・拙子返答ニ申入候は、被仰聞趣承届候、乍去館内ニ隠置候ハ、昨日各存知之通家捜為仕候節召捕可申候得共罷居不申候、又々穿鑿可申付之旨申聞ル、両半事罷帰
- ・何も相談之上ニ而御横目中ニ申付、今日は中山を為狩候得共、別条無之候

「粉伊」の父親の白状によって、父親の妹「賤月」（「粉伊」の叔母）も館内にいること、相手の日本人は、横目頭である梅野久右衛門配下の伊兵衛と半右衛門（内野才右衛門家来）であることが分かり、両判事は女性二人の引き渡しを求めた。

館守は再搜索を約束して両判事を帰し、裁判平田や横目頭梅野らと協議して、倭館敷地内にある龍頭山を山狩りさせた。

そして二十八日、館守深見は病気になる。

- ・両判事ヨリ使ニ而、夜前は致参上緩々と得御意候、左様候へは東萊之軍官館門ニ一宿仕候故、我々ニも坂下江不罷帰一宿仕候、然は夜前東萊ヨリ為使軍官両度参候得共、如何様共返事可申様無御座候、何とそ今日中ニ御相談被遊御済被成可被下候、此段為可申上使以申入候由
- ・右之一儀相極候迄は、拙子儀虚病仕罷在筈ニ何も相談仕

倭館の守門には、東萊府から派遣された軍官が「一宿」するため、両判事も宿所の「坂下」へ帰らず「二宿」するという。両判事は東萊府からやってくる軍官へどのように返答すればよいか、早く倭館で「御相談」して決めて欲しいと迫る。そこで館守は、この一件が解決するまで「虚病」になる、という「相談」をした。裁判平田らと相談して決めたと考えられ、後任の館守への指針とするために、『毎日記』に「虚病」を明記した。

同夜、両判事から再度の催促があり、直接に会いたいと言ってきた。

- ・返答ニ、御出候へと可申入候得共、拙子儀夜前ヨリ殊外気色悪敷候ニ付、御出候而も対面難成候由申遣ス

しかし館守は会えないと返答する。すでに「虚病」になっているためである。さらに翌二十九日、両判事から「片時之間、掛御目申度」と言ってくるが、館守は病気を理由に会わない。仕方なく両判事は東萊府からの「御言伝」を裁判平田へ伝える。このように、館守深見は直接に両判事に会うことなく、平田から内容を聞くことに対応することに決めた。その一方で、国許の指示を仰ぐため、翌三月一日、三代官米田惣兵衛を対馬へ派遣した。

【三月の経過】

- 三月朔日、晴天、北東風
- ・今日之為御慶、何も罷罷出ル
- ・平田所左衛門殿・吉田又蔵殿・梅野久右衛門殿并書役後蔵主、此程之就御用入来
- ・三代官米田惣兵衛儀、此程之一儀ニ付、東萊より両半事を以申聞候趣、委細ニ申含、東萊口上之趣、一書を以我々返答仕置候趣不残申含、御国江被罷渡御年寄中江委細ニ申上御差図を請、早々被罷帰候様ニと何も相談之上ニ而申付、則今日之便ニ乗船

対馬藩家老（「御年寄中」）の指示を仰ぐために派遣された米田は、風待ちのために四日後の五日に出港し、十三日に家老らの書状を携えて帰館した。早速に館守は裁判平田と協議した。『毎日記』には「御用之趣申談ル」

仕候、館守江直ニ罷出御案内可申候哉、先立寄御尋申入之由、両半事
私江申聞候故、早々罷出案内申候由、平田所左衛門殿被申聞

- ・ 拙子存寄、平田所左衛門殿ニ段々相談仕被罷帰
- ・ 両判事罷出、右之趣拙子江申聞ル

朝鮮側の通訳である「訓導」の朴同知、「別差」の朴僉正¹⁰は、併せて「両半事」「両判事」または「両訳」と記される。この二人が、倭館の裁判役である平田所左衛門に伝えたことは、「粉伊」という朝鮮人女性が倭館内にいると訴えがあったため、捕縛して連れてくるよう東萊府から命じられた、ということであった。朝鮮側では女性の名前のみならず、井手惣左衛門が関わっていること、彼が四代官の屋敷から二代官屋敷へ移ったことなど、かなり細かな情報を得ている。朝鮮人女性を館内に置くことは「古来ヨリ両国申合禁制」であり、「無調法千万」だという。ただし、朝鮮側が直接に館内を捜索して女性を連れ帰ることはできず、二人の通訳はまず裁判平田にこの件を届け、平田から館守の深見弾右衛門へ、その後二人から館守へ直接に届けている。これに対する館守深見の対応は、以下の通り『毎日記』に続けて記されている。

- ・ 拙子返答仕候は、誠信之儀之間、館内ニ罷居申儀ニ候ハ、召捕可差出候由申置
- ・ 御横目頭梅野久右衛門・加嶋権八召寄、右之段申聞、館内不残空房内ニ迄迄家捜申付
- ・ 久右衛門殿・権八殿・御横目中不残申請、拙子内所ニ而、此朝鮮女ヲ召捕出候得而は不宜候間、罷居候而も見遁シ候得と申付置
- ・ 両半事前ニ而、御横目中召出堅申付被承、家捜ニ被罷出
- ・ 館内不残屋捜候得共、罷居不申候由ニ而、御横目中并下横目中罷帰

- ・ 両半事承届、可仕様無之罷帰
- ・ 右之女之儀ニ付、館門ニ六奉行軍官、警固之中間召連参番仕
- ・ 館外廻不残、朝鮮人人数百五拾人計番ニ相附、夜廻り仕

館守は、日本と朝鮮は「誠信之儀」の関係であるので、女性が館内で見つかつた場合は捕えて朝鮮側に引き渡すと明言している。そして、館内の警備を担当する横目頭の梅野・加嶋を呼び出し、捜索を命じる一方、「内所」で女性を見つけても「見遁」（見逃）すように指示している。館守は、館内で女性が捕らえられれば、禁止の交奸を対馬側が犯したことになるため、内密の指示を与えているのである。その上で、両判事の面前で横目たちに館内捜索を厳命するというパフォーマンスを行っている。当然、横目から女性発見の報告が来るわけもなく、館内で女性は見つからなかったとの報告が横目から出る。この報告を聞いた両判事は仕方なく帰る。

朝鮮側では、このような対馬側の対応を予想済みだったのか、その日の内に東萊府から派遣された「六奉行軍官」はじめ百五十人態勢で、倭館の周囲を警備し「夜廻り」している。

さらに翌日、女性の父親が東萊府に捕縛され、新たな情報が館守に伝えられる。

- 二月廿七日、晴天、東風
- ・ 昨日ヨリ之御用ニ付、平田所左衛門殿・吉田又蔵殿・梅野久右衛門殿・加嶋権八殿・米田惣兵衛殿・沢田利兵衛殿・梶源七殿被罷出
 - ・ 両判事罷出申聞候は、昨日申上候粉伊と申女之父を召捕、於東萊強問仕候得は、其身妹賤月と申女をも館内ニ入置候、御横目梅野久右衛門殿所ニ罷在候伊兵衛と申仁、半右衛門と申仁方江隠置候段又々白状仕候、右兩人之女、御詮議被遊早々御出シ被下候様ニと申聞ル

方へ付届ケ仕出し可申事二候、近比不届千万存候由申候得は、利右衛門達而佗言仕候間、最早外二出候得は能候と存、其後終ニ沙汰も不仕罷有候処、二月廿六日二館守ヨリ右之儀御詮議被仰付仰天仕、利右衛門二相尋候得ハ、先日ハ返申候由申候ハ偽ニて、如何ニも手前ニ未召置候由申候故、不及力右之首尾申上候、利右衛門江御尋被成候へハ、此外可申上儀無御座候、以上

五月廿八日

梅野久右衛門札 市山伊兵衛

内野才右衛門札 日高判右衛門

梅野久右衛門殿

賀島権八郎殿

吉野惣兵衛殿

御横目中

この口上書を提出した市山は、横目頭である梅野久右衛門の配下、同じく日高も横目の内野才右衛門の配下であった。彼らは連名で横目頭の梅野ら「御横目中」に宛てて差し出している。これによると、元禄二（一六八九）年十一月、「チンセイ」という朝鮮人に紬や木綿を注文し、その際に銀を前払いたことが発端となっている。しばらく姿を見せなかった「チンセイ」に注文品のことを尋ねると、生活が困窮し、前金で食糧などを調達するためにしばらく銀は返せないということだった。それに対し厳しく問いただしたところ、担保として女性一人を四〜五日ほど倭館に入れることになったが、期日になっても銀どころか「チンセイ」自身もやって来なかったため、露見を恐れた市山と日高は女性を館外へ出すことにした。しかし外へ出す際、大工の利右衛門と鉢合わせとなり、二人は事の成り行きを説明し女性を利右衛門へ渡した。その後、二人が女性のことを尋ねると、利右衛門はすでに外へ出したと答えた。二人は、女性が外へ出たなら

ば問題ないだろうと考えていたが、二月二十六日に館内の捜索が行われたことに驚き、利右衛門に再び女性の行方を尋ねたところ、先日外へ出したと答えたのは偽りで、未だに女性を匿っていることを告白したという。口上書の最後に、詳細は利右衛門に尋ねて欲しいとあるが、利右衛門の口上書は『分類紀事大綱』にはない。

これらの口上書から、井手・市山・日高たちが交奸に深く関わっており、そのことを対馬側も認識していたことが分かる。しかし、この口上書が朝鮮側に渡されることはない。この一件がどのように始まり、どのような経過を辿ったのか、当時の一次史料に見てみよう。

第三節 館守『毎日記』にみる交奸事件

それでは、事件がどのように発覚したのか、朝鮮側から交奸の件が伝えられた元禄三年二月二十六日の記事から見よう。史料引用は館守の記した『毎日記』(以下、『毎日記』と略す)を主体に、『分類紀事大綱』も併せて時系列順に経過をたどる。

【二月の経過】

同（二月）廿六日、晴天、北東風

・御寺御焼香ニ参

・平田所左衛門殿被罷出被申聞候は、只今私所迄朴同知・朴僉正罷出申聞候は、朝鮮人之女粉伊と申者、四代官屋二井手惣左衛門罷居候内隠置、四代官屋村勢作兵衛乗船後、井手惣左衛門儀二代官屋梯源七房中江移り只今罷有候、此女を二代官屋房内江隠置、尔今罷有候二付、此段釜山浦江訴人出候を東萊江被申越、東萊承届、古来ヨリ両国申合禁制仕候処、尔今隠置候段無調法千万ニ存候由ニ而、両半事江被申付警固相副差越被申候、此段館司ニ申届召連参様ニと被申付候而我々入館

た例もある。

元禄以前の事件については、具体的内容を把握できるほどの史料が残っていない。その後の交好事件の起点とも言うべき元禄三年の事件について、まず『分類紀事大綱』にある日本人関係者の口上書から確認しよう。

乍恐口上之覚

一、朝鮮人方ヨリ某方へ女壺人預置候由申出候二付、某江御詮儀被仰付候、然共其刻某方へ預申候段申上候而ハ、両国殊外騒動ニ及可申哉と乍恐大切奉存上、某方へ曾而願不申由偽申上候、依夫朝鮮人方へ虚説之由御返答被遊候二付、弥其通相究朝鮮人致承引候、依之某儀無別条被差許候段、偏各様御影と難有奉存上候、然処ニ右之女預リ申候次第御尋被遊候二付、不殘申上候、此度某各を引出申候唐人儀、以前ヨリ成程念比仕申仁ニ而御座候、然は去ル二月廿三日之晩方、某房内を敲候二付聞付罷出見申候処、唐人、女人召連此女去方江約束仕召連参候得共、其方見掛之通最早夜も明申候間、何共迷惑仕候、別而願可申方も無之候間、某方へ今晚一夜隠置くれ候様ニと達而願申候、此段大切之儀と存出候得共、右申上候様ニ平生念比仕者之儀ニ御座候得は難儀ニ及候段、見掛申候故無摠預申候、然処翌日約束之通参可申哉と相待申候得共、終ニ不参候、其内ニ此段出来申、偏ニ某不仕合と奉存候、其後外江出申哉と奉存候得とも、朝鮮人方女之詮議嚴敷御座候二付、外ニ出申儀も難成候故、随分と□ニ仕隠置申候、少も御氣遣不被遊様ニ仕置申候、尤外江出申時分は何時も御差図を請、如何様共仕可申上候、右之首尾不調法千万之儀ニ御座候得共、偏各様御憐を以後々迄宜被為仰付候様奉願上候、以上

六月三日

井手惣左衛門

吉田又蔵殿

米田惣兵衛殿

これは元禄三年六月、事件の関係者である井手惣左衛門が、倭館の代官である一代官（吉田又蔵）と三代官（米田惣兵衛）へ差し出した「口上之覚」である。井手によると、二月二十三日の晩、家屋を「敲」（たたく）ので外に出ると、知り合いの「唐人⁷」が女性を連れていた。そして「唐人」は、女性を「去方」（さる方）ある人物）との約束で倭館へ連れてきたものの、館を出ようとした時にはすでに夜明けが近く、他に頼れる人もいないので女性を一晚匿ってくれよう井手に願い出たという。井手は知り合いであったため仕方なく女を預かったが、約束した翌日になっても迎えに来ることはなく、そのうちに事件となり、「偏ニ某不仕合と奉存候」と嘆いている。

さらに、事件に関わった市山と日高の口上書も見てみよう。

一、旧冬十一月初比チンセイと申朝鮮人二袖・木綿調用銀子六拾五匁為持遣候処、其後彼者久敷入館不仕候故無心元存罷有候処ニ、廿日比入館仕候を見合右之調物之事相尋候得ハ、手前差支飯米等調候間当分銀有合不申候、近日中ニ相拂可申之由色々断申候得共、嚴敷申掛候得ハ、左様候ハ、折節館内ニ女壺人入置候、銀才覺仕候迄四、五日彼女預置可申候間、夫迄相待候様ニ申候故誠ニ存、彼女預リ置候処ニ、約束之日數過候得共銀も不持来、其身も不参候故、氣遣存、同廿四日之夜彼女外江出シ候を大工利右衛門と申者見合候而、四、五日召置様ニ断申候間、我々預リ申候首尾委申聞、左様ニ候ハ、四、五日召置早速返し候様ニ堅申合候、其後右之女儀利右衛門ニ相尋候処、利右衛門申候は、約束之通疾外江出し申候由申候二付、左様ニ候ハ、一応此

入館が禁止されていたため、家事など全て男手だけで行わなければならない。そのため下働きの者もおり、彼らの行動の責任は雇い主が負った。さらに、朝鮮で手に入らない日本の生活用品を仕立てるため、畳屋・豆腐屋・菊蕪屋・酒屋・仕立屋・紺屋などの職人が数多くいた。その中には朝鮮の土で陶磁器を焼く茶碗焼の陶工の存在も確認できる。

さらに、常駐する人々だけでなく、短期滞在の使節たちもいた。対馬から派遣される使節たちは基本的に倭館の西館に滞在した。特に毎年決まった時期に派遣される使節（「年例送使」）については、混み合わないようスケジュールが整理されていた。一年に八度の使節が派遣されるため、これを「八送使」と総称する。彼らは時候の挨拶などの外交儀礼が主な役割であるのに対し、何か特別な出来事があった際に臨時に派遣されるのが「差倭」とよばれる使節である。そしてこれらの使節に対して、朝鮮側は中央政府から「接慰官」という接待役人を派遣し、篤くもてなすことを慣例としていた。

当時の倭館は、四〇五百人ほどの対馬の男たちが暮らす外交・貿易を行うための施設として機能していたのである。

第二節 元禄三（一六九〇）年の交奸事件の概要

〔表1〕は発覚した倭館の交奸事件一覧である。倭館へ入り込み売春をした朝鮮人女性、手引きをした朝鮮人、相手の日本人の名前を記載している。実際に起こった事件がこれだけだと考えにくいいため、運悪く見つかった者だけが処罰されたと考えるのが妥当であろう。朝鮮側の処罰は、手引をした者は必ず死罪、女性も死罪を含む厳罰であった。それにも関わらず、彼らが命を賭けて交奸を行う背景には、日本人が対価として支払う銀があった。交奸事件を起こした朝鮮側の関係者は、基本的に身分の低い賤民の人々が多く、なかには倭館の警備などを担当する男性が手引きをし

〔表1〕 倭館で発覚した交奸事件

	年 代	朝鮮女性	朝鮮人関係者	日本人男性
1	寛文元 (1661)	古公 (良女)	朴善同	?
2	寛文2 (1662)	自隠徳 (私婢)	奴 無應忠・金青男	?
3	寛文11 (1671)	?	倭館内下男の朝鮮人	?
4	元禄3 (1690)	粉伊・賤月 (良女)・ 愛令 (私婢)	使令 李明元・権詳・ 李進寿・烽軍 徐富祥	井手惣左衛門・市山伊兵衛・ 日高判右衛門・小嶋利右衛門
5	元禄10 (1697)	玉郎・善貞	金哲石	飯束喜兵衛
6	宝永4 (1707)	甘玉	部将 宋中萬	白水源七
7	享保元 (1716)	季月	金以石・趙守命	5人
8	享保11 (1726)	金善陽 (妓生)	秋順弘・朴召史	茂吉作・左衛門
9	元文3 (1738)	守禮 (私婢)・ 崔愛春 (良女)	田才	利右衛門・源五など3人
10	天明6 (1786)	徐一月 (良女)	高甲山ら5人	吉蔵・善右衛門・準助・ 辰五郎・幸助
11	安政6 (1859)	錦紅 (元妓生)	金用玉	藤次郎・喜一郎

孫 (1993)、尹 (2011) より

(肅拜式)を行った。

倭館の周囲は、完成当初は土塀、宝永六(一七〇九)年以降は一・八mほどの石垣で囲まれていた。門は計三か所あり、守門と宴席門は日本の城郭にみられる枡形門のような造りになっていた。宴席門は、館外にある享大廳の応接所と、それと並んで朝鮮国王に対する肅拜を行うための草梁客舎への出入りに使用された。残るひとつは朝鮮側が管理した不浄門と呼ばれる門で、倭館で死亡した日本人を対馬へ運ぶときに利用された。もともと、送還するのに費用がかかるため、この門が利用されるのはもっぱら身分の高い者が死亡した時であった。対馬へ送還できない死者は、倭館内の松林に造られた墓地に埋葬され、遺品のみが対馬へ送られることが多かった。そして倭館の周囲には、監視のための施設が三か所あったが、度重なる交奸事件が直接の原因となり、享保元(一七一六)年に六か所に増やされる。

次に、倭館で勤務する「外交三役」についてまとめる。

・館守

倭館に滞在する四〜五百人を統率するため、対馬側は寛永十四(一六三七)年ごろから館守を派遣するようになった。館守は馬廻(上士)のうち、現役の与頭か表番頭から選任され、任期は概ね三〜五年だが、なかには十年ほど勤める者や、一度退いて再任する館守もいた。彼らの職務内容は多岐にわたり、外交官である裁判の相談役、貿易の管理や倭館住人の統率、許可証の発行から日々の雑務に至るまで枚挙にいとまがない。激務ゆえに館守には専属の医師がつけられていたが、任期の途中で病気を患った例も少なからずあり、なかには倭館で死亡する者もいた。

・裁判^{さいはん}

司法官ではなく、外交実務の役割を果たした。起源は少なくとも文

禄・慶長以前だと考えられており、通信使派遣や朝鮮米の輸入など個別の交渉事が起きたときに派遣される。当初は町人であったが、業務の複雑化により慶安四(一六五二)年ごろから士分から任命され、いつしか常駐役員の扱いを受けるようになった。裁判には大きく分けて①使迎送裁判(朝鮮通信使派遣に関する諸交渉と、来日・帰国時の迎送)、②訳官迎送裁判(対馬へ派遣される訳官使の送迎)、③公作米年限裁判(朝鮮米輸入のための諸交渉)、④幹事裁判(上記以外の交渉)の四つがある。一六五〇年代以降にはかつて館守の任に就いていた者が裁判として派遣される例が多くなり始めるようになる。これは、対馬は山がちな地形で、肥前の飛び地を合わせても二万石程度しか米の収穫が見込めず、朝鮮米の確保が死活問題であり、必然的にその交渉を行う裁判の重要性が増したためである。

・東向寺僧

倭館内には滞在する住人のため、東向寺が建てられた。この東向寺は対馬の西山寺支配下にある臨済系寺庵であり、西山寺から僧が三年交代で派遣された。彼らは書記官として、外交文書の起草と内容・文字・体裁などに至るまでの文章の校正を行い、その保管・管理も担当した。また、倭館で亡くなった人の法要や春と秋の彼岸、盂蘭盆の法会など通常の仏事も執り行った。

「外交三役」のほか、倭館に常駐していたのは貿易実務を担当する代官である。代官は一代官を筆頭に二代官、三代官など複数人がいた。時代が下ると別代官と呼ばれる私貿易担当者などが現れるが、商人から任命されるのは町代官のみで、その他は士分である。倭館内の治安を維持する役割として、横目・目付があり、対馬からやってくる船の遠見番や館内警備などを行っていた。その他、医師や朝鮮語通事、語学・医学の留学生、将軍や大名へ贈る朝鮮鷹を飼育する鷹匠などがいた。また、対馬からの女性の

あった。西館には、一特使・参判使・副特使らの宿泊所のほか、六行廊と呼ばれるその他の使節団の宿泊所が並んでいた。

次に倭館の主要施設について解説する。なお、地図上の番号はそれぞれ対応している。

① 守門

草梁倭館の東館出入り門を守門といい、倭館の正門である。朝鮮人は、東萊府⁴から発行された通行証を所持する者だけが通行できた。守門は内と外で施錠され、外の門は朝鮮側の担当、内の門は対馬側が管理した。朝鮮側の門番は、東萊府と釜山鎮から派遣される軍官、三名ずつの計六名（十日交代）、そして朝鮮側の小通詞二名（五日交代）が勤務していた。守門の外では毎日朝市が開かれ、倭館にいた日本人たちは魚や野菜などの生鮮食品を購入した。また、日本人は倭館の館守から発行される手形があれば、朝鮮側の通訳官宿舎である「誠信堂」と「賓日軒」の手前、通称「坂の下」とよばれる地まで、守門を出て自由に行き来することができたという。朝鮮人の住む民家に関わってはいけないという規則はあったものの、実際には日本人が鷹の餌となるウズラを狩りに付近を散歩するなど、倭館住人の昼間の行動に関しては比較的寛容であった。また春と秋の彼岸の時期には、かつて倭館があった豆毛浦まで墓参りをするのが慣例となっていた。

② 館守家

龍頭山の中腹を切り開いた高台にある。倭館を統括する館守の宿所と事務所を兼ねており、東館でもっとも大きな建物である。明治期には外務省に接収され、一時期は「大日本公館」と称し、釜山府の実質的な日本大使館として利用された。絵図に見える館守家の前の石段は、現在も同じ場所に階段が残っている。

③ 裁判家

外交官である裁判の屋敷である。倭館の入り口である守門に近いため、朝鮮側の通訳官である「訓導」・「別差」(併せて「両判事」・「両訳」ともいう)が館守家を訪ねる前に立ち寄ることもあった。裁判となった著名な人物として、陶山訥庵や雨森芳洲らがいる。

④ 東向寺

対馬藩の西山寺から派遣される僧が滞在した寺。東向寺僧は対馬と朝鮮が取り交わす外交文書の作成・審査・記録を担当しており、記録を保管していた。また、倭館で人が亡くなった際の法要や春秋の彼岸、夏の盂蘭盆などの法会も行われていた。

⑤ 宴享大廳

日本側の使節に対し、朝鮮側が饗宴を開く場所。倭館の外にあった。対馬からの使節は、登宴席・封進宴席・中宴席など、この場所で催される宴席に出席した。そのため宴享大廳には、饗宴の際に使用する物品を納める倉庫と器を保存する場所、それから東萊府使らが乗ってきた馬が休む場所があった。今日の光一小学校の地であり、現在の地名「大廳洞」はこの施設に由来する。

⑥ 誠信堂（訓導屋）・賓日軒（別差屋）

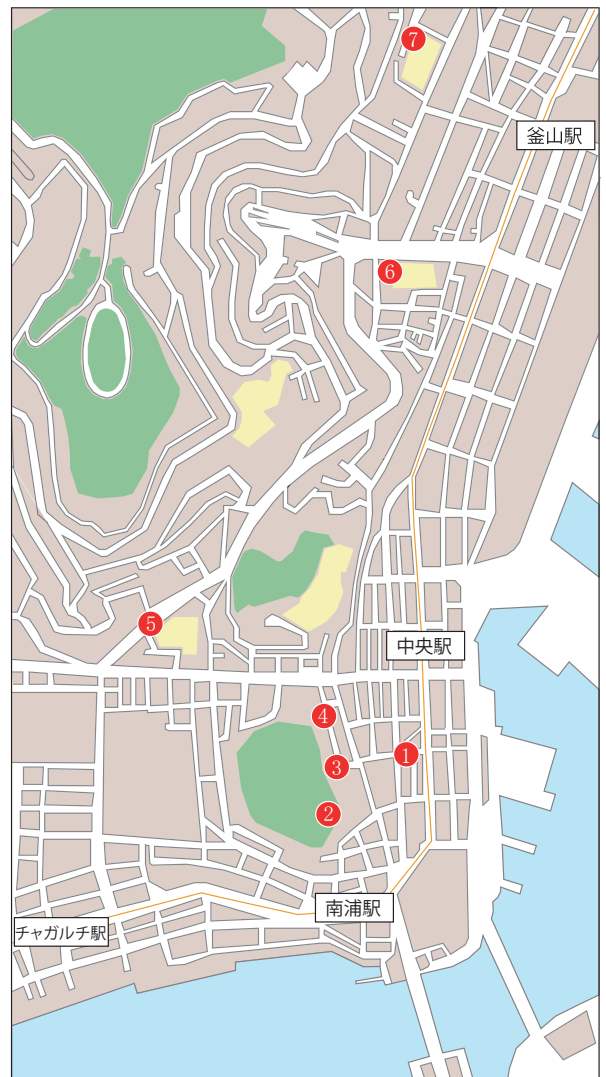
朝鮮側通訳官の訓導・別差とその配下である小通詞らの宿舎。誠信堂の名は、享保十五（一七三〇）年に裁判として赴任した雨森芳洲が、当時の訓導・玄徳潤の要請によって改築した訓導屋に命名したことで知られている。この場所は通称「坂の下」とよばれ、ここに立てられた杭の「際木」まで、倭館に住む日本人の外出が許されていた。

⑦ 草梁客舎

文禄・慶長の役によって日本人が都へ上ることが禁止されたのに伴い、朝鮮国王への遙拜のために造られた施設。国王の象徴である「殿牌」に対し、倭館に到着した対馬藩の使節は、ここで朝鮮式の拝礼



〔図1〕倭館図
卞璞（변박）筆／1783年
韓国国立中央博物館蔵



〔図2〕現在の草梁倭館付近
Google mapを基に筆者作成

館守『毎日記』に見る

草梁倭館の交奸事件

—元禄三（一六九〇）年の事例をもとに—

迫田ひなの

はじめに

平成三十（二〇一八）年、日本と韓国に点在している朝鮮通信使に関する記録が、異文化尊重を志向する現代において顕著な価値を有するとして、ユネスコの「世界の記憶」に登録されたことは記憶に新しい。しかし、実際の日朝間の外交は対馬藩によって行われており、釜山に設置された倭館を中心として展開されていた。

朝鮮という外国にありながら、常時四五百人ほどの日本人男性が滞在した倭館の中では、対馬と朝鮮の人々が交流を行いながら生活を営む中で、さまざまな事件が起こった。ここで一つ留意しておかなければならないのは、倭館という特殊な環境下では、文化の相違からくる認識の齟齬により、小さな事件がそのまま国際問題に発展する可能性を孕んでいるという点である。倭館において特に重大な問題とされたのが、朝鮮人女性と日本人男性の「交奸」（密通）と「潜商」（密貿易）である。

倭館についての先行研究は、この四十年ほどで日朝間の経済、特に日本から持ち込まれる銀の流れや、日朝貿易に関する研究が著しく進展した。「潜商」と「交奸」もそれに付随する問題として知られるが、倭館を完全な女人禁制の施設として統制下においた朝鮮にとって、とりわけ女性問題は重要な課題であった。倭館に滞在する日本人は、業務を終えてすぐに帰

国する者もいるが、中には数年間を倭館で暮らす者も多く、交奸事件は江戸時代を通して十回以上が発覚している。事件自体は江戸前期の「豆毛浦倭館」時代から発生している記録が残っているものの、特に重大な問題として取り上げられ、記録が残るのは「草梁倭館」へ移転してからである。移館して初めて発覚した元禄三（一六九〇）年の事件に関する記録は朝鮮側、対馬側の双方が残しており、この事件はその後の「交奸」をめぐる日朝関係の起点となる。

しかし、これまで元禄三（一六九〇）年の事件に関しては、対馬藩が事項別に編纂した二次史料である『分類紀事大綱』での事件の概要と、雨森芳洲『交隣提醒』（一七二八）による「館守の色々と申はつし、其内二年月も立候而、終相手不被指出、事相止二申候、其節右館守之仕形をよろしき処置二候と申たる事二候」という館守の対応とその評価が知られているのみであった。本稿では、一次史料である倭館館守の業務日誌『毎日記』の該当期間の翻刻を行った上で、事件の記事だけでなく、関連記事を収集し、交奸事件の経過を日付単位で復元する。これによって、事件実態の検討を行う。

第一節 草梁倭館の景観と組織

着工してから約三年、延宝六（一六七八）年四月に完成した草梁倭館の景観と組織について、先行研究をもとにまとめる。

現在の地図と十八世紀に制作された「草梁倭館図」を比べると、草梁倭館が存在したのは、釜山のランドマークである「釜山タワー」がある龍頭山公園を中心とした一帯であることが分かる（図1）（図2）。草梁倭館は、龍頭山を中心に右手の東館と左手の西館に分かれる。東館には館守の館をはじめとする開市大廳・裁判屋・東向寺・通詞屋のほか、酒屋・紺屋など各種職人や医師などの屋敷が並んでおり、海側には水夫屋・浜番所が